人事異動

内閣

（最高検察庁検事）検事　都築　政則
判事に任命する（四月十日）

内閣府

宮内庁次長　山本信一郎
宮内庁長官風岡典之帰朝につき宮内庁長官事務代理を免ずる
秋田喜代美　石川　淑恵
王寺　直子　大日向雅美
尾﨑　正直　柏女　霊峰
加藤　篤彦　駒崎　弘樹
佐藤　栄一　佐藤　秀樹
佐藤　博樹　髙尾　剛正
髙橋　睦子　塚本　秀一
月本　喜久　坪井　久也
徳倉　康之　中川　一良
蜂谷　真弓　宮島　香澄
無藤　隆　山内五百子
渡邊　廣吉
子ども・子育て会議委員に任命する（各通）（以上四月九日）

国税庁

（税務大学校教頭）財務事務官　西　聡
税務大学校副校長心得兼務を命ずる
（税務大学校副校長）同　江國　清志
辞職を承認する
（東京高等検察庁検事兼国税不服審判所長）検事兼財務事務官　畠山　稔
国税不服審判所次長（国税審判官）事務取扱を命ずる
国税不服審判所部長審判官（国税審判官）事務取扱を命ずる
（国税不服審判所次長（国税審判官））財務事務官　中山　厚
財務省に出向させる
（国税不服審判所部長審判官（同））同　岡根　秀規
金沢国税不服審判所長（首席国税審判官）を命ずる
（関東信越国税不服審判所部長審判官（同））同　池田　一彦
関東信越国税不服審判所長（首席国税審判官）心得兼務を命ずる
（関東信越国税不服審判所長（首席国税審判官））同　平沼　貞次
財務省に出向させる
（東京国税不服審判所国税副審判官）同　飯島　寛仁
東京国税不服審判所国税審判官を命ずる
（東京国税不服審判所部長審判官（国税審判官））同　立石信一郎
（東京国税不服審判所横浜支所長（同））同　阿部　洋一
定年退職（各通）
（東京国税不服審判所国税審判官）同　室橋　健司
（名古屋国税不服審判所国税審判官）同　原田いづみ
辞職を承認する（各通）
（大阪国税不服審判所部長審判官（国税審判官））同　山根　一紀
（大阪国税不服審判所国税審判官）同　小西　邦彦
定年退職（各通）
（金沢国税不服審判所長（首席国税審判官））同　深井　剛良
高松国税不服審判所長（首席国税審判官）を命ずる
（高松国税不服審判所長（同））同　佐々木幸男
定年退職
（国税不服審判所沖縄事務所長（同））同　髙倉　明
熊本国税不服審判所長（首席国税審判官）を命ずる
（熊本国税不服審判所長（同））同　角田　元幸
定年退職
（国税不服審判所管理室行政救済分析官）同　高岸　秀俊
国税不服審判所沖縄事務所長（首席国税審判官）を命ずる（以上三月三十一日）
（財務省大臣官房付）財務事務官　棚橋　裕之
国税不服審判所次長（国税審判官）を命ずる
国税不服審判所部長審判官（国税審判官）事務取扱を命ずる
（東京高等検察庁検事兼国税不服審判所長兼国税不服審判所次長（国税審判官）事務取扱）検事兼財務事務官　畠山　稔
兼国税不服審判所部長審判官（国税審判官）事務取扱を免ずる
国税不服審判所部長審判官（国税審判官）事務取扱を命ずる
（東京地方検察庁検事）検事　山下　浩之
財務事務官・関東信越国税不服審判所国税審判官兼務を命ずる
（東京地方検察庁検事兼関東信越国税不服審判所国税審判官）
検事兼財務事務官　上村　正
財務事務官・関東信越国税不服審判所国税審判官兼務を免ずる
（東京国税不服審判所横浜支所国税審判官）財務事務官　奥田　芳彦
東京国税不服審判所横浜支所長（国税審判官）を命ずる
（東京地方検察庁検事）検事　橋本千恵子
（同）同　古賀　秀雄
財務事務官・東京国税不服審判所国税審判官兼務を命ずる（各通）
（東京国税不服審判所国税副審判官）財務事務官　岡　靖二
東京国税不服審判所国税審判官を命ずる
（東京国税不服審判所国税審判官）同　小坂　明正
東京国税不服審判所横浜支所国税審判官を命ずる
（同）同　藤井　修一
国税庁長官官房付を命ずる
（東京地方検察庁検事兼東京国税不服審判所国税審判官）検事兼財務事務官　武藤　京子
（同）同　崇島　誠二
財務事務官・東京国税不服審判所国税審判官兼務を免ずる（各通）
（名古屋地方検察庁検事）検事　藤根　康平
財務事務官・名古屋国税不服審判所国税審判官兼務を命ずる
（名古屋地方検察庁検事兼名古屋国税不服審判所国税審判官）
検事兼財務事務官　村瀬　恵
財務事務官・名古屋国税不服審判所国税審判官兼務を免ずる
（大阪高等検察庁検事）検事　黒野　功久
財務事務官・大阪国税不服審判所長（首席国税審判官）兼務を命ずる
（大阪高等検察庁検事兼大阪国税不服審判所長（首席国税審判官））検事兼財務事務官　瀧華　聡之
財務事務官・大阪国税不服審判所長（首席国税審判官）兼務を免ずる
（大阪国税不服審判所国税審判官）財務事務官　松村　秀之
大阪国税不服審判所部長審判官（国税審判官）を命ずる
（大阪国税局総務部税務相談室主任税務相談官）同　宮園　幸一
大阪国税不服審判所国税審判官を命ずる
（大阪地方検察庁検事）検事　武藤　裕一
財務事務官・大阪国税不服審判所国税審判官兼務を命ずる
（大阪地方検察庁検事兼大阪国税不服審判所国税審判官）検事兼財務事務官　中山　周子
財務事務官・大阪国税不服審判所国税審判官兼務を免ずる（以上四月一日）

官庁報告

国家試験

中小企業診断士試験に関する公告

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第12条第1項の規定に基づき、平成27年度における中小企業診断士試験を次のとおり行うこととしたので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成12年通商産業省令第192号）第39条第2項の規定に基づき、公告する。

平成27年4月14日

経済産業大臣　宮沢　洋一

1．第1次試験
1　受験資格　年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
2　試験期日　平成27年8月8日（土曜日）及び平成27年8月9日（日曜日）